

令和８年度鳥取県技能祭広告協賛金募集要領

1 目的

この要領は、令和８年度鳥取県技能祭協賛金募集要綱の８に基づき、広告協賛金（以下、「協賛金」という。）の募集に関し必要な事項を定める。

2 募集方法

鳥取県技能祭実行委員会会員のホームページなどで、広く募集する。

3 協賛金額・募集口数

(1) 協賛金額 1口10千円

(2) 募集口数 30口（先着順）

ただし、1企業・団体等2口までの応募とする。

4 広告協賛金の申込

鳥取県技能祭実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、協賛を行おうとする者に対し、協賛金申込書（様式第1号）の提出を依頼する。

5 協賛金の納付

実行委員会は、協賛金の申込者に対し、口座振込依頼書（様式第2号）により、実行委員会が指定する口座への協賛金の振込を依頼する。なお、実行委員会は、協賛金の申込者の希望により協賛金領収書（様式第3号）を発行する。

6 協賛金申込書の不受理

実行委員会は、協賛金等が次に該当する場合は、その申込書を受理しないものとし、申込者に対してその旨を通知する。

(1) 特定の政治、思想、宗教等の活動のために、協賛金等による特典若しくは協賛の事実を利用する場合、又はそのおそれがある場合

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）又は暴力団の構成員であると認められる場合

(3) 法令等及び公序良俗に反する場合、又はそのおそれがある場合

(4) 令和8年度鳥取県技能祭の開催理念等の趣旨に反する場合、令和8年度鳥取県技能祭の品位を損なうおそれがある場合、又は正しい理解を妨げるおそれがある場合

(5) その他、実行委員会が協賛金の申し込みを受理することが不相当と判断する場合

附則

この要領は、令和8年7月21日から施行する。